

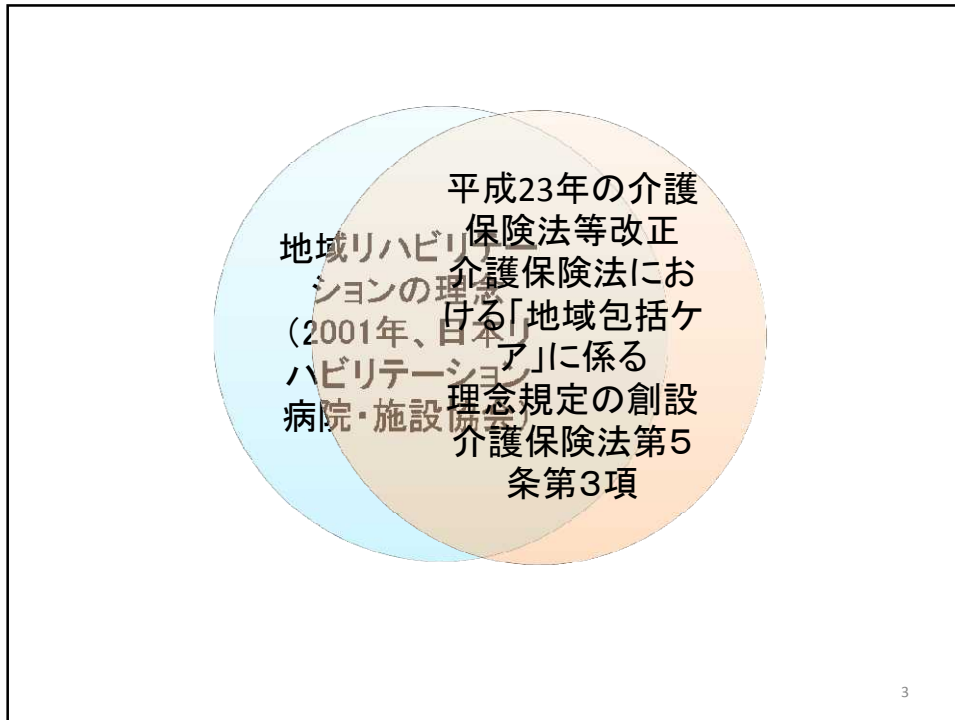
**千葉県地域リハビリテーション
支援体制整備推進事業の課題整理と提案**
地域包括ケアシステム構築に関わることについて

千葉県千葉リハビリテーションセンター
地域連携部 地域支援室
田中康之

1

1. 考え方の整理
～地域リハと地域包括ケア～

2



地域リハビリテーションの理念

地域リハビリテーションとは、障害のある人々や高齢者およびその家族が**住み慣れたところで**そこに住む人々とともに、**一生安全に、いきいきとした生活が送れるよう、医療や保健、福祉及び生活にかかわるあらゆる人々や機関、組織がリハビリテーションの立場から協力しあって行う行動のすべて**

介護保険法第5条第3項

国及び地方公共団体は、被保険者が、可能な限り、**住み慣れた地域で**その有する能力に応じ**自立した日常生活を営むことができるよう**、保険給付に係る保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための施策並びに地域における自立した日常生活の支援のための施策を、**医療及び居住に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進するよう努めなければならない**

AreaとCommunityを、障害があってもその人らしく暮らすことができるように変えていく活動

(地域リハ≡地域包括ケア) = まちづくり、人づくり

4

＜地域包括ケア研究会＞地域包括ケアシステムの構築における今後の検討のための論点. 平成25年3月

＜第二部＞地域包括ケアシステムを構築するために
3. 医療・介護の連携
医療と介護における制度面での連携

様々な地域の実情と介護ニーズと医療ニーズの実態を踏まえた上で、各サービス提供主体の機能や特徴をどのように組み合わせて整備すれば最善の対応が可能になるか、といった視点や、医療施設におけるリハビリテーションから地域における居住生活の維持向上を目指したより広い意味でのリハビリテーション（**地域リハビリテーションの概念**）まで含めた体制をどう構築するか、といった視点が重要ではないだろうか。

5

＜地域包括ケア研究会＞地域包括ケアシステムの構築における今後の検討のための論点. 平成25年3月

＜第二部＞地域包括ケアシステムを構築するために
1. 地域包括ケアシステムにおいて諸主体が取り組むべき方向p. 7

■地域のすべての住民

本報告書では、介護保険の文脈から高齢者に焦点を当てた議論を行っているが、地域包括ケアシステムは、元来、高齢者に限定されるものではなく、障害者や子供を含め、地域のすべての住民にとっての仕組みである。

6

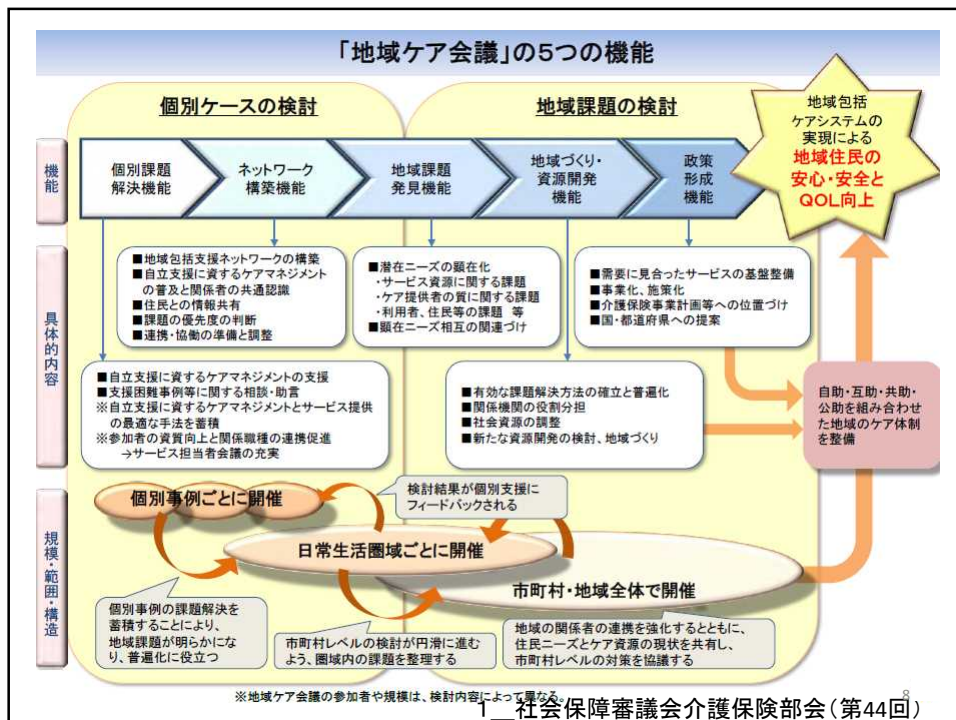
地域包括ケアのKeyword

「<地域包括ケア研究会> 地域包括ケアシステムの構築における今後の検討のための論点(平成25年3月)」から以下のことがKeywordとして考えられます。

- 地域ニーズの把握(地域診断)
- 医療と介護の連携(横と縦)
- 地域ケア会議(5つの機能)
- 人材育成・確保

≡ 地域リハ事業の取り組み

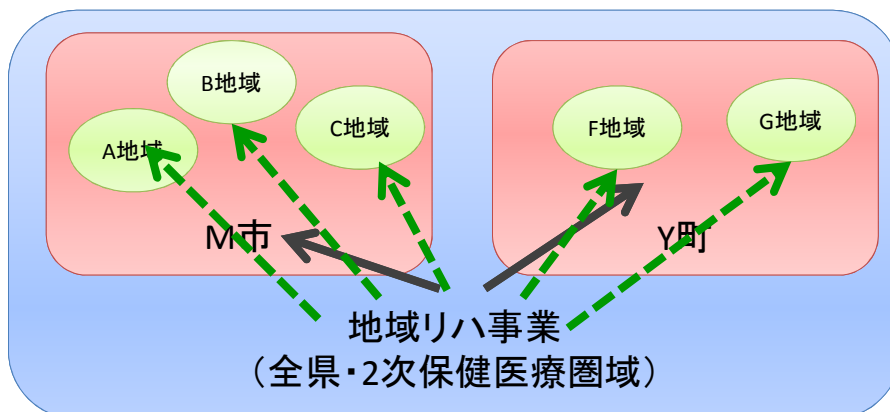
7



2. 地域包括ケアに関わる地域リハ事業の課題整理

9

課題 1

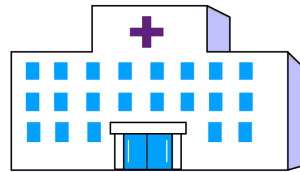


市町村及び地域包括支援センターにリハ専門職の必置基準が無いなかで、「2次保健医療圏」に設置されたリハ支援機関から「日常生活圏域」の支援をどのように行うのか、その関係性の整理が出来ていない。

10

課題 2

- 地域リハビリテーションにおいても、解決すべき地域の課題を分析・整理すること(地域診断)が必須だが、十分にできていない。

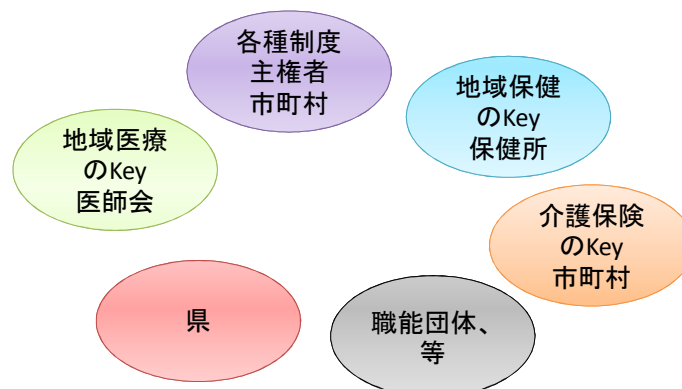


- 県リハ支援センター、地域リハ広域支援センターが全て病院であるという特性を活用しきれていない。

11

課題 3

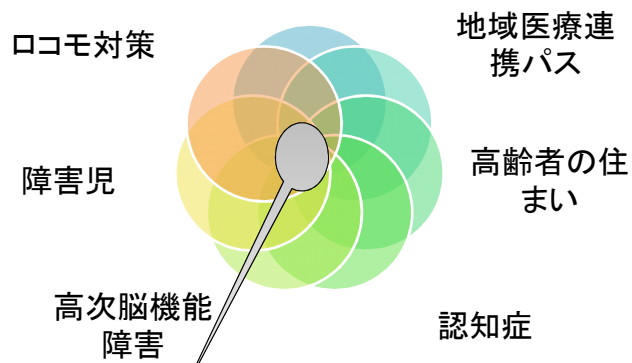
- 関係機関・組織同士で、向かっている方向は同様であるのに、人員、組織・機関、仕事の横のつながりが希薄である。



12

県施策でも…

地域リハ



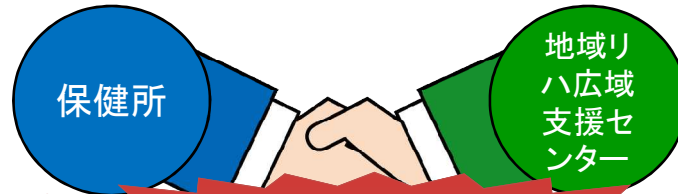
目標は「本人が暮らしていける『まち・人づくり』」。すなわち地域リハのねらいと方向は同様。しかし、関わる人・職種が重複していたり、逆に欲していたりするのに横のつながりが希薄であり、非効率的。
→適時性の阻害因子に

13

3. 「これから」のための提案

14

医療と医療の連携
医療と介護の連携



広域支援センターが全て病院と
いう特徴を活かせるのでは？

地域保健対策の推進に関する基本的な指針の一部改正について
厚生労働省健康局長 健発0731第8号 平成24年7月31日

3. 医療、介護、福祉等の関連施策との連携強化について

都道府県及び保健所(都道府県が設置する保健所に限る。)は、広域的な観点から都道府県管内の現状を踏まえた急性期、回復期及び維持期における医療機関間の連携、医療サービスと介護サービス及び福祉サービス間の連携による地域包括ケアシステムの強化に努める必要があること。¹⁵

人材育成



<地域包括ケア研究会>地域包括ケアシステムの構築における今後の検討のための論点.
平成25年3月

<第二部>地域包括ケアシステムを構築するために

1. 地域包括ケアシステムにおいて諸主体が取り組むべき方向

■都道府県

<市町村の地域包括ケアシステム構築への支援>

介護人材の育成や確保などについては、市町村とともに、都道府県がより広域のかつ中長期的な視点で取組を推進することが望ましいのではないだろうか。具体的には、都道府県が2025年に向けた介護人材の需給予測を行うとともに、中長期的な介護人材戦略を策定するなど、都道府県が人材確保の取組を主導していくことが考えられる。¹⁶

地域ケア会議



地域ケア
会議



地域リハ広
域支援セン
ター

地域リハ広域支援センターが公
的な事業として位置づけられてい
る特性を活用でき、施策反映に繋
がるのでは？

17

(参考) 地域ケア会議活用推進等事業 25年度予算案 219百万円

■事業の目的・概要
○ 地域包括ケアシステムの実現に向け、医療、介護の専門家など多職種が協働してケア方針を検討し、高齢者の自立支援、認知症の人の地域支援などを推進する「地域ケア会議」の普及・定着を促進する。

国の事業

- 全国会議(先駆的取組み、活用方法の普及)
- 地域ケア会議活用マニュアルの作成・普及
- コーディネーターの育成

補助

補助率: 10/10(定額)

市町村の取組方針を関係者に周知

- 認知症高齢者等のケアマネジメント支援
- 自立支援に資するケアマネジメント支援
- ケアプランのセカンドオピニオン
- 困難事例へのケアマネ支援

都道府県の事業 @200万円

広域支援員、専門職の派遣

後方支援

地域包括支援センター等
における地域ケア会議の
開催・運営

地域支援事業交付金
(包括的支援事業)

市町村の事業 @100万円

<地域ケア会議立ち上げ支援>

①自立支援型ケアマネジメントの実現に向けた支援

(例) ○ 地域ケア会議開催に係る参加対象者への周知
○ 模擬演習会の開催 等

<地域ケア会議を効果的に実施するために必要な支援>

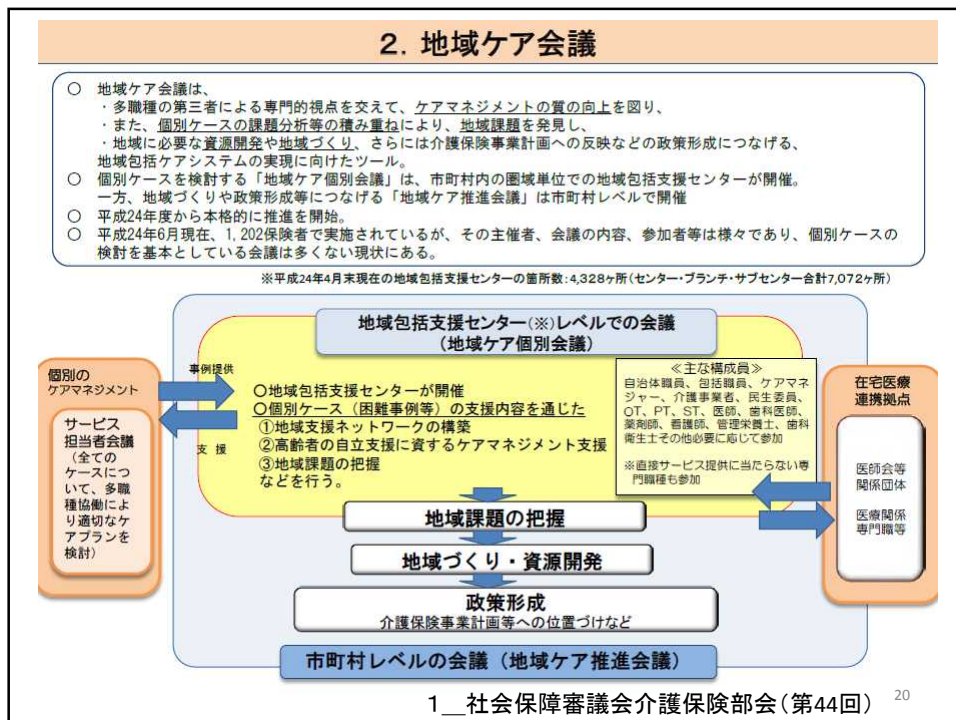
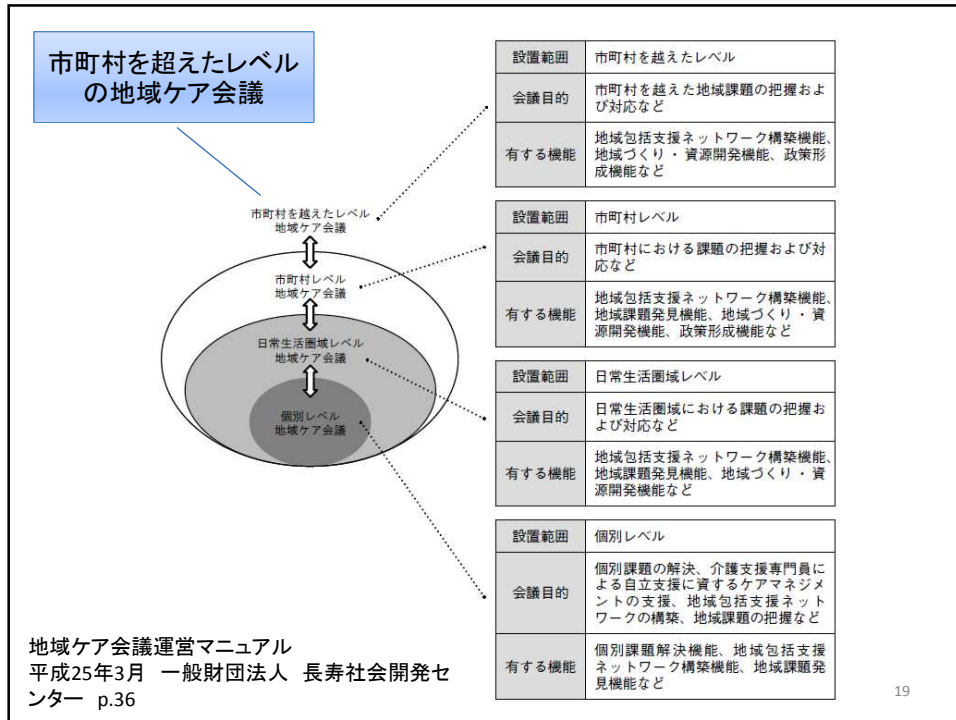
②地域包括支援ネットワークの構築、インフォーマルサービスの立ち上げ

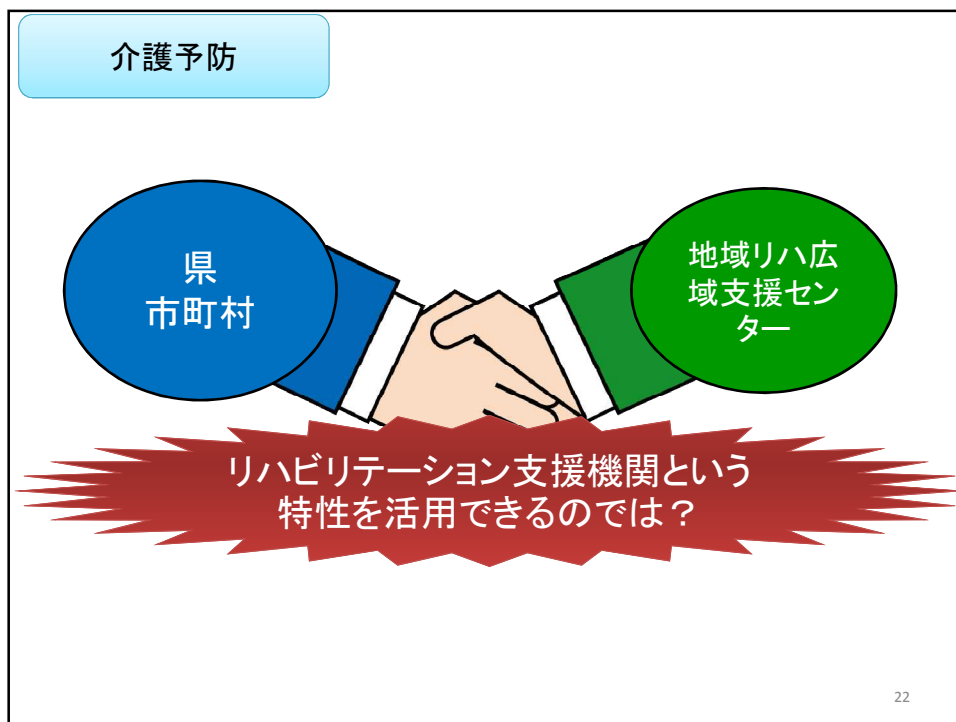
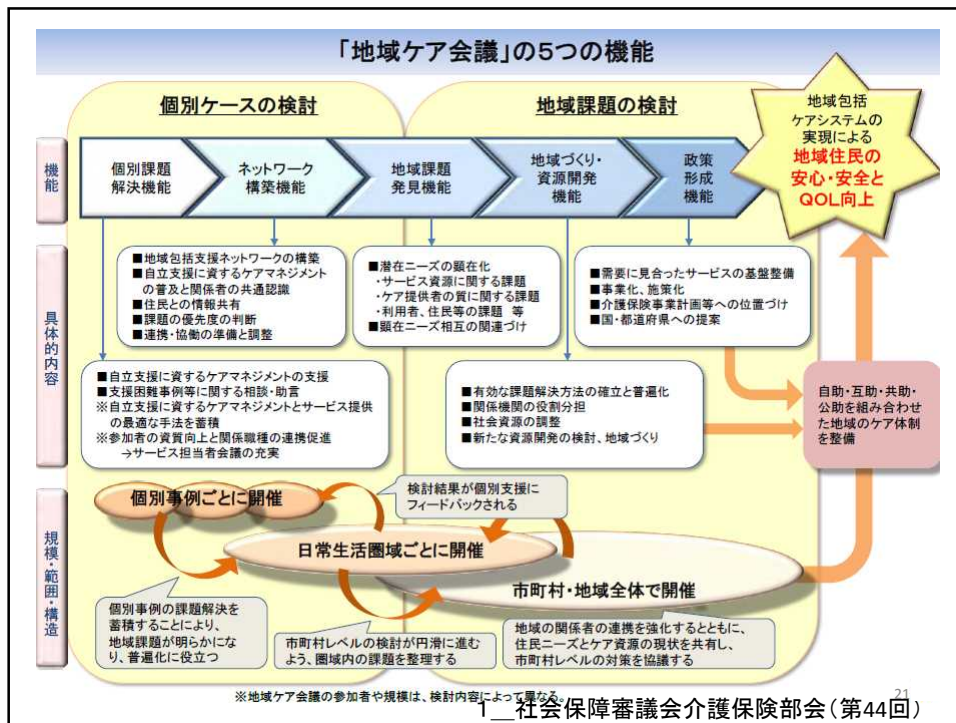
(例) ○ 多職種合同研修会の開催
(医療、介護等の多職種協働の基礎知識の共有、関係強化)
○ 住民・町内会・配達業者等による孤立化防止企画委員会等
○ 生きがいサロン等立ち上げ 等

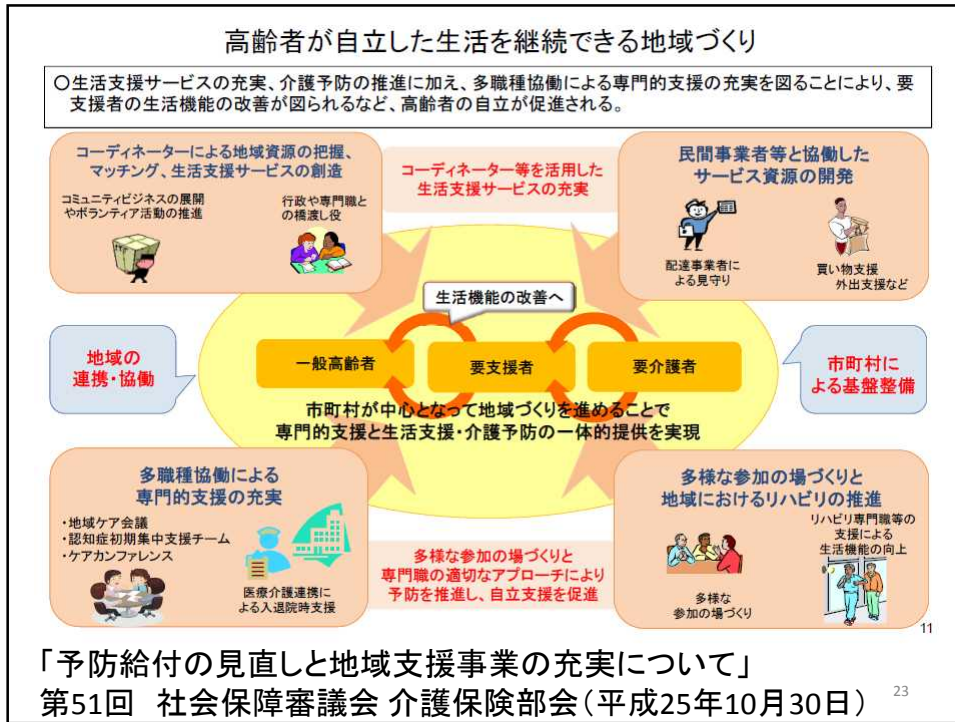
※報告書の作成・普及

立ち上げ支援

1_ 社会保障審議会介護保険部会(第44回) 18







(3) 介護予防の見直し

これからの介護予防について

介護予防の理念

- 介護予防は、高齢者が要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を目的として行うものである。
- 生活機能(※)の低下した高齢者に対しては、リハビリテーションの理念を踏まえて、「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけることが重要であり、単に高齢者の運動機能や栄養状態といった心身機能の改善だけを目的とするのではなく、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を促し、それによって一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組を支援して、QOLの向上を目指すものである。

※「生活機能」…ICFでは、人が生きていくための機能全体を「生活機能」としてとらえ、①体の働きや精神の働きである「心身機能」、②ADL・家事・職業能力や屋外歩行といった生活行為全般である「活動」、③家庭や社会生活で役割を果たすことである「参加」の3つの要素から構成される

これまでの介護予防の問題点

- 介護予防の手法が、心身機能を改善することを目的とした機能回復訓練に偏りがちであった。
- 介護予防終了後の活動的な状態を維持するための多様な通いの場を創出することが必ずしも十分でなかった。
- 介護予防の利用者の多くは、機能回復を中心とした訓練の継続こそが有効だと理解し、また、介護予防の提供者も、「活動」や「参加」に焦点をあててこなかったのではないか。

これからの介護予防の考え方

- 機能回復訓練など的高齢者本人へのアプローチだけではなく、生活環境の調整や、地域の中に生きがい・役割をもって生活できるような居場所と出番づくり等、高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチも含めたバランスのとれたアプローチが重要であり、地域においてリハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進し、要介護状態になっても、生きがい・役割を持って生活できる地域の実現を目指す。
- 高齢者を生活支援サービスの担い手であると捉えることにより、支援を必要とする高齢者の多様な生活支援ニーズに応えるとともに、担い手にとって地域の中で新たな社会的役割を有することにより、結果として介護予防にもつながるといふ相乗効果をもたらす。
- 住民自身が運営する体操の集いなどの活動を地域に展開し、人と人とのつながりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進する。
- このような介護予防を推進するためには、地域の実情をよく把握し、かつ、地域づくりの中心である市町村が主体的に取り組むことが不可欠である。

17

「予防給付の見直しと地域支援事業の充実について」

第51回 社会保障審議会 介護保険部会(平成25年10月30日)

25

これからの介護予防の具体的アプローチについて

リハ職等を活かした介護予防の機能強化

- リハ職等が、ケアカンファレンス等に参加することにより、疾病の特徴を踏まえた生活行為の改善の見直しを立てることが可能となり、要支援者等の有する能力を最大限に引き出すための方法を検討しやすくなる。
- リハ職等が、通所と訪問の双方に一貫して集中的に関わることで、居宅や地域での生活環境を踏まえた適切なアセスメントに基づくADL訓練やIADL訓練を提供することにより、「活動」を高めることができる。
- リハ職等が、住民運営の通いの場において、参加者の状態に応じて、安全な動き方等、適切な助言を行うことにより、生活機能の低下の程度にかかわらず、様々な状態の高齢者の参加が可能となる。

住民運営の通いの場の充実

- 市町村が住民に対し強い動機付けを行い、住民主体の活動的な通いの場を創出する。
- 住民主体の体操教室などの通いの場は、高齢者自身が一定の知識を取得した上で指導役を担うことにより役割や生きがいを認識するとともに、幅広い年齢や状態の高齢者が参加することにより、高齢者同士の助け合いや学びの場として魅力的な場になる。また、参加している高齢者も指導者として通いの場の運営に参加するという動機づけにもつながっていく。
- 市町村の積極的な広報により、生活機能の改善効果が住民に理解され、更に、実際に生活機能の改善した参加者の声が口コミ等により拡がることで、住民主体の通いの場が新たに展開されるようになる。
- このような好循環が生まれると、住民主体の活動的な通いの場が持続的に拡大していく。

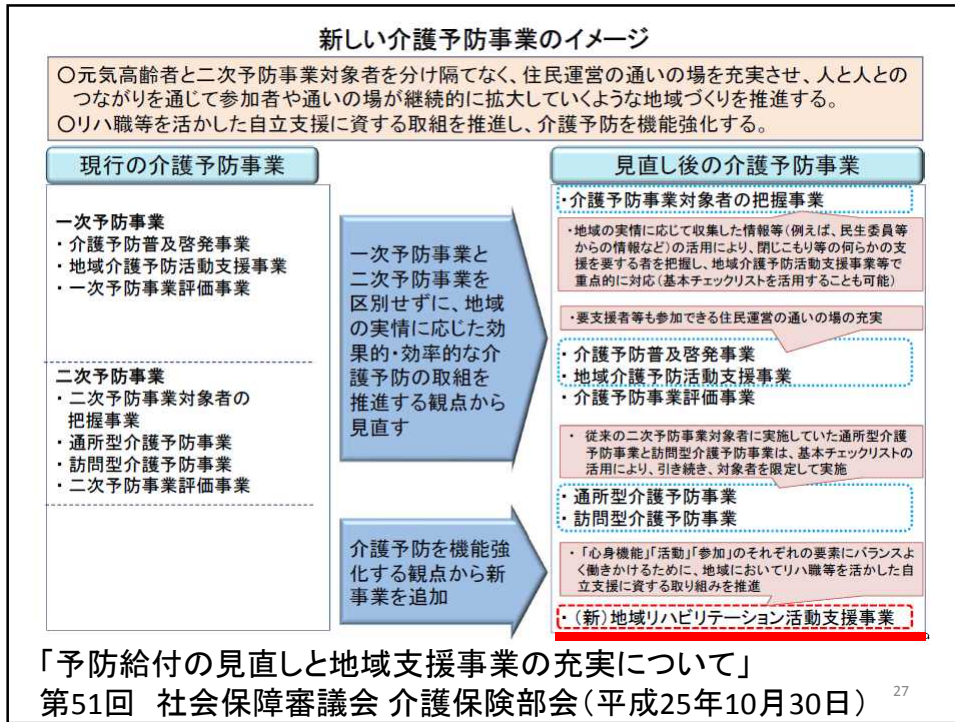
高齢者の社会参加を通じた介護予防の推進

- 定年後の社会参加を支援する等を通じて、シニア世代に担い手になってもらうことにより、社会的役割や自己実現を果たすことが、介護予防にもつながる。

「予防給付の見直しと地域支援事業の充実について」

第51回 社会保障審議会 介護保険部会(平成25年10月30日)

26





参考. 先駆的取り組み
～3つの地域について～

28

先駆的事例として・・・(1/3)

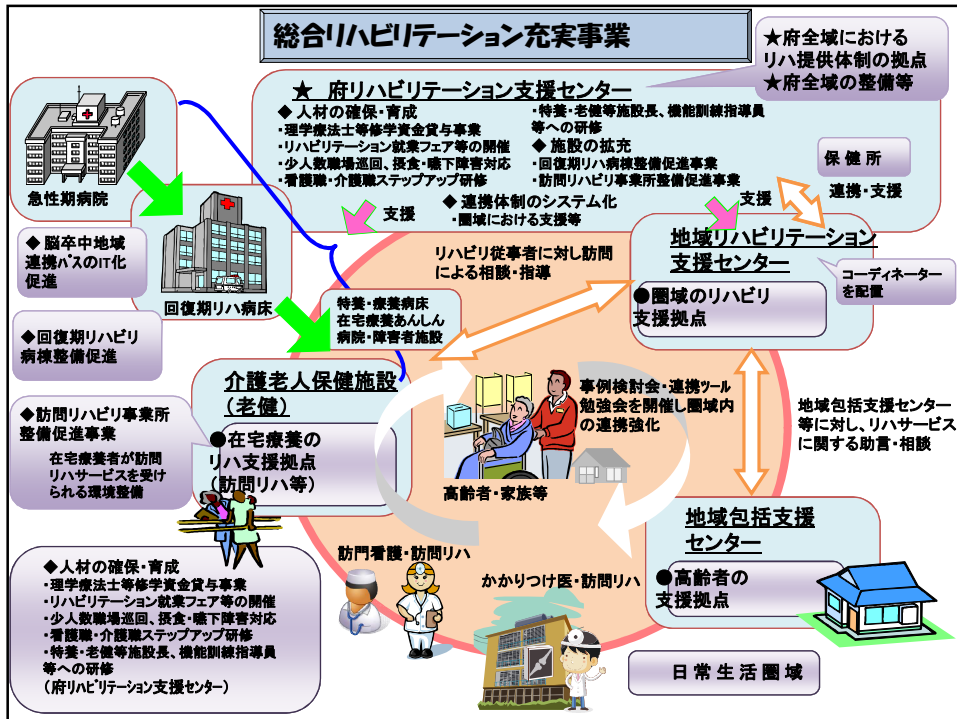
京都府の取り組み

29

京都地域包括ケア推進機構 事業プロジェクト	
プロジェクト一覧	
在宅療養あんしんプロジェクト	
在宅で療養する高齢者が、必要な時に安心して適切な医療サービスが利用できるシステムを構築し、在宅療養生活の継続を支援します。	1
認知症総合対策推進プロジェクト	
認知症疾患医療センターを設置。専門医療体制を充実し、地域連携体制を構築します。	2
地域におけるリハビリ支援プロジェクト	
地域におけるリハビリ従事者等の確保・育成対策、リハビリ提供施設の拡充とともに、地域リハビリ支援センターにリハビリサービスに精通した地域リハビリコーディネーターを配置し、住み慣れた地域で適切なリハビリが受けられるシステムを構築します。	
介護予防プログラム構築プロジェクト	
運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能向上等を組み合わせた総合プログラムを構築し、効果的な介護予防の取組を発信します。	
地域で支える生活支援プロジェクト	
暮らしのサポートコーディネーターを配置し、サービスのコーディネートを行うほか、専門職、NPOや薬局等の地域資源が連携し、地域で切れ目なく支える仕組みづくりと好事例を他地域へ普及します。	
京都高齢者あんしんサポート企業プロジェクト	
スーパーや銀行、商店等企業の参画により、高齢者の見守り、声かけ、情報提供等を行い、高齢者が安心して暮らし続けられる地域づくりの実現を目指します。	30

②総合リハ推進プラン(第1期)策定		総合リハビリテーション充実事業 (23年度~)	
人材の確保・育成		事業一覧	
人材の確保・育成	リハビリ人材確保育成事業	理学療法士等修学資金貸与事業	機能訓練指導員等研修、リ専門職受入研修、北部専門職技術向上研修、行政職員(保健所・市町村)研修、老健施設長等リ研修、リ専門職技術研修、看護・介護職リステップアップ研修、総合リミナー等
		研修事業	リハビリテーション巡回相談指導事業
		摂食・嚥下等障害対応支援事業	訪問支援
		リハ専門職緊急確保対策	研修会
連携体制の構築	回復期リハビリテーション病棟整備促進事業	高等学校の進路指導担当者等へのリハビリテーション職の紹介	リハビリテーション就業フェア
	訪問リハビリテーション事業所等整備促進事業		
	地域リハビリテーション支援センター機能充実事業		
	<u>地域リハビリテーションコーディネート事業</u>		
	クリティカルパス・IT活用病診連携推進費		
	高次脳機能障害者支援普及事業		

31



先駆的事例として・・・(2/3)

広島県の取り組み

33

なぜ地域包括ケアか

- 実践から地域包括医療・ケアが登場した
 - 広島県御調町(現尾道市)の山口昇医師の提唱
1970年代から
- 05年介護保険制度改正での政策理念として提起
- その後地域包括ケア研究会での検討の蓄積
- 社会保障個国民会議から税と社会保障一体改革そして、社会保障国民会議での論議
- 国際的動向における地域を基盤とした包括的ケアの推進

高橋紘士:地域包括ケア研究会 「2025年に向けた新しい地域づくり ―地域包括ケアシステムの構築を目指して―」(平成25年7月29日)資料より抜粋

34



あなたのまちの地域包括支援センター

広島に生まれ 育ち 住み 働き
やがて高齢期を迎え
そして最期を迎える
その時まで安心してくらする広島県

広島県内にある
125の日常生活圏域に
125とあいの地域包括ケア

「広島県地域包括ケア推進センター」の取り組み

チームケアを進めます ●多職種連携の推進 ●チームケア推進モデル事業	医療介護人材の育成を進めます ●医療・介護連携に関する研修会 ●自立支援型ケア研修	地域リハビリテーション体制を構築します ●地域リハビリテーションの推進 ●地域リハビリテーション普及調査会	地域包括支援センターの機能を強化します ●在宅ケアの推進 ●地域ケア会議の運営支援 (専門員派遣、研修) ●地域包括支援センター機能調査による分析・評価	専門相談を実施します ●認知症・権利擁護等の専門相談 ●高齢者虐待への対応 (専門員派遣、研修)
---	--	--	---	--

広島県地域包括ケア推進センター
【公益財団法人 広島県地域保健医療推進機構】

〒734-0007 広島市南区皆実町一丁目6-29 広島県健康福祉センター2階
 TEL 082-254-1166 / FAX 082-254-1203

センター事業に関することや地域包括ケアに関する詳しい情報は
<http://chiikihoukatsucare.net>

平成25年3月

先駆的事例として・・・(3/3)

兵庫県の取り組み

37

兵庫県下の地域リハビリテーション支援システムの再構築と展望

兵庫県立西播磨総合リハビリテーションセンター 逢坂 悟郎
 (現：厚生労働省 老健局老人保健課 医療・介護連携技術推進官)

- 兵庫県では、2010年度から県庁内に保健・医療・福祉の関係各課、保健所長および県リハ支援センターによる地域リハワーキング会議が設立された。



保健所が圏域リハ支援センターのパートナーとして、力を合せて二次圏域コーディネーターの役割を果たすことになった。

38